
定 款

一般社団法人 さいたま市私立保育園協会

一般社団法人さいたま市私立保育園協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人さいたま市私立保育園協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力により保育の質を高め、全ての子育て家庭や地域住民を支援することにより、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児保育と子育てに関する相談及び情報提供に関する事業
- (2) 保育所職員の養成及び資質向上に関する事業
- (3) 子育て支援に関する調査・研究に関する事業
- (4) 関係公共団体並びに社会福祉団体との連携に関する事業
- (5) 子育て支援並びに保育環境の向上に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した、さいたま市内において次の施設(以下「施設」という。)を設置する個人又は法人
 - ア 児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定による認定を受けた保育所又は保育機能施設
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による認可を受けて新たに設置した幼保連携型認定こども園又は保育所から移行した幼保連携型認定こども園

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人若しくはこれらの者を構成員とする団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

- 2 複数の施設を設置する個人又は法人が正会員になろうとするときは、1施設ごとに入会の手続を要するものとする。この場合において、当該個人又は法人は、入会手続をなした施設の数と同数の正会員の資格を取得する。
- 3 この会員になろうとするものは、この法人に対してその権利を行使する1人の者（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 1年間分以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 11 条** 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

- 第 12 条** 総会は、第 5 条第 1 項の正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第 13 条** 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 入会基準並びに会費規程
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (9) 会員の除名
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款で定める事項

(種類及び開催)

- 第 14 条** この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

- 第 15 条** 総会は、理事会の決議によって、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開

催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 監事の解任
 - (5) その他法令で定める事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 第1項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び総会において選任した理事 2 名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 5 章 役員及び顧問

(役員 の 設置)

第 23 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 8 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以上 7 名以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及びその他の理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(親族関係者等の制限)

第 25 条 この法人の理事のうちには、各理事について当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはならない。

- 2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはならない。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

- 4 会長及び副会長以外の理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第 27 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 28 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 29 条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 30 条** 理事は無報酬とする。監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第 31 条** この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 第 28 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 32 条** この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類及び監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 3 この法人は第1項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
 - 4 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示してする。

第10章 補 則

（部会）

- 第45条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、部会を設けることができる。
- 2 部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議するとともに、必要な事務を処理する。
 - 3 部会は、理事会からの諮問に答える。
 - 4 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

氏名又は名称	住 所
社会福祉法人つぼみ会	埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目9番地19
社会福祉法人誠心会	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目11番20号

- 3 この法人の設立時理事は次に掲げる者とする。

氏 名	住 所
剣 持 浩	埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家99番地2 エケル1・203号室
榎 本 一 雄	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町三丁目237番地1
大 野 智 子	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目591番地
黛 秋 代	埼玉県さいたま市緑区宮本一丁目6番地4

- 4 この法人の設立時監事は次に掲げる者とする。

氏 名	住 所
吉 野 康 幸	埼玉県さいたま市桜区西堀二丁目13番10号
大 島 幸 藏	東京都東久留米市野火止三丁目7番12号

附 則

この定款は、平成30年 4月 1日から施行する。